

別表第 1

	治療内容	対象となる医療費	助成回数		助成額 (上限)
			初めての治療 開始時における女性の年齢 が 40 歳未満の 場合	初めての治療 開始時における女性の年齢 が 40 歳以上 43 歳未満の場 合場合	
A	新鮮胚移植	(1)対象者が生殖補助医療に要した医療費の自己負担額（高額療養費の支給及び付加給付を受けた場合は、当該自己負担額から当該給付額等を控除した額） (2)対象者が(1)と併用して実施される先進医療に対して要した医療費	6 回まで	3 回まで	20 万円
B	凍結胚移植				
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施				
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了		上限なし	上限なし	
E	受精できなかったもしくは胚の分割停止、変性、多制止授精などの異常授精等により中止				
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵がえられないため中止				
I	精巣内精子採取術（男性不妊治療）				